

銀行口座の開設について

先日、ある保護者様から生徒の銀行口座の開設について以下のような話をいただきました。お子様の口座をまだお持ちでない場合、以下のことに注意する必要があるようです。



・銀行口座は16歳以上になると基本的に自分で開設することになります。つまり、親権者が該当者の代理人として口座を開設することはできなくなるということです。ただし、当該者が障害児（18歳未満）のうちは、親権者が身障手帳、療育手帳等をもって行って事情を説明すれば、親権者が代理人となって、当該者の口座を開設することができる場合があります。しかし、18歳以上（障害者）になると、本人しか口座を開設することができなくなるので、注意が必要です。

また、こんな話も寄せられました。

・生徒名義の口座はすでに持っている。先日、届出印を変更しようと銀行に行ったところ、高校生以上の場合には本人を連れてくるようにと言われ、驚いた。諸手続は中学部までにすませておくことが無難であると感じた。